

## 5-3. 都市公園の占用許可特例制度 (法第 62 条の 2)

H28-

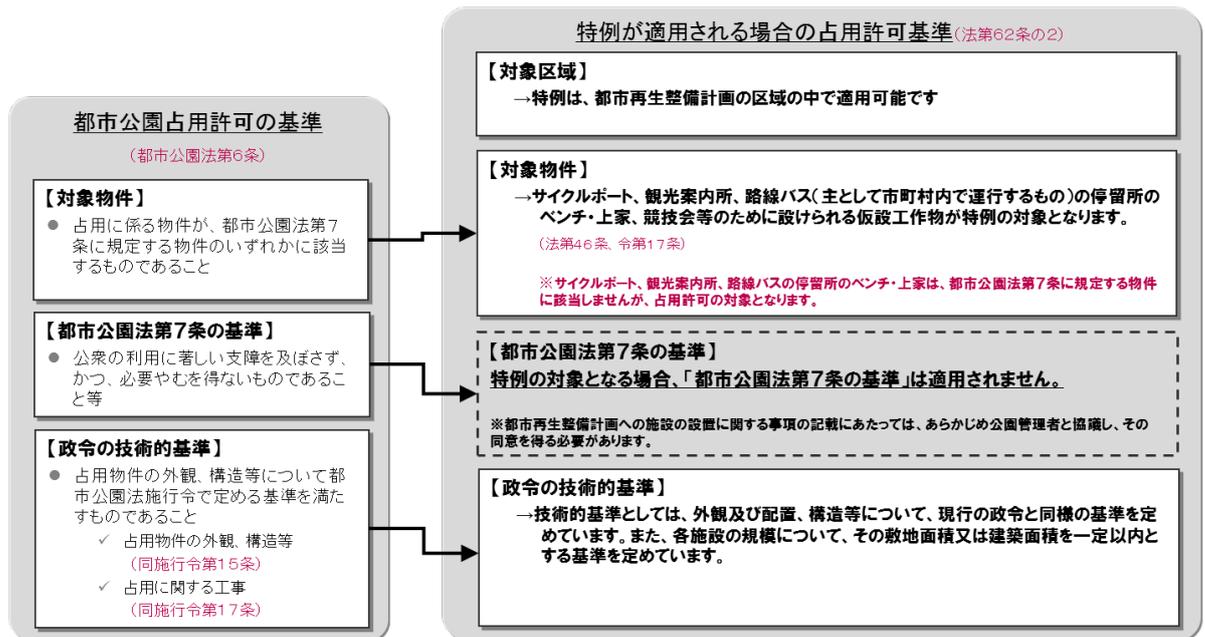
### 1. 制度の背景・目的

- 都市機能が集積し、既に市街地化が進んでいる都市再生整備計画の区域においては、都市の居住者、来訪者又は滞在者にとって利便性の高い自転車駐車場（サイクルポート）や観光案内所等の施設を設置する適当な場所の確保が困難な場合が想定されることから、当該区域内の公園はその設置場所の候補地となり得ます。
- また、都市再生推進法人等のまちづくり団体が、都市公園をはじめとする公共公益施設を活用してまちづくり活動を行う際、当該施設の使用の可否が見通せないことが事業実施の妨げになっている場合もあるため、民間まちづくり活動の促進を図る観点から、許可の予見性を高め、都市公園の占用許可手続きを簡素化する必要があります。
- このため、あらかじめ公園管理者と協議し、その同意を得た場合には、都市再生整備計画に、都市公園における居住者等の利便の増進に資する施設の設置に関する事項を記載することができることとし、当該事項が記載された都市再生整備計画の公表から 2 年以内に当該施設に係る占用許可の申請があった場合は、技術的基準に適合すれば、都市公園法第 7 条の規定にかかわらず、公園管理者は、その占用を許可することとする特例を設けました。

(H28 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行について (技術的助言))

## II. 制度の概要

- 通常、都市公園の占用は、一定の物件又は施設によるものに限定され、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合等にしか許可されません（都市公園法第7条）が、市町村が、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するために必要であるとして、都市再生整備計画に位置づけた施設等については、一定の要件を満たせば、公園の占用許可の特例を受けることができます。



## ■ 特例を適用可能な施設

- 特例を適用可能な施設は、自転車駐車場、観光案内所その他都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するものとして、サイクルポート、観光案内所、路線バス（※）の停留所のベンチ・上家、競技会等のために設けられる仮設工作物とされています。（法第 46 条第 12 項、施行令第 17 条）

※いわゆるコミュニティバスを想定していますが、どのような運行形態、運行区域の路線バスが対象となるかについては、公園管理者が、都市再生整備計画への施設の設置に関する事項の記載にあたっての協議段階において、地域の実情に応じて個別に判断することとなります。例えば、学校や病院、鉄道駅など居住者が日常で利用する施設が隣接する市町村にあり、市町村の区域を跨いで運行区域が設定されているコミュニティバス等は対象となると考えられます。

## ■ 特例の適用を受けるための要件

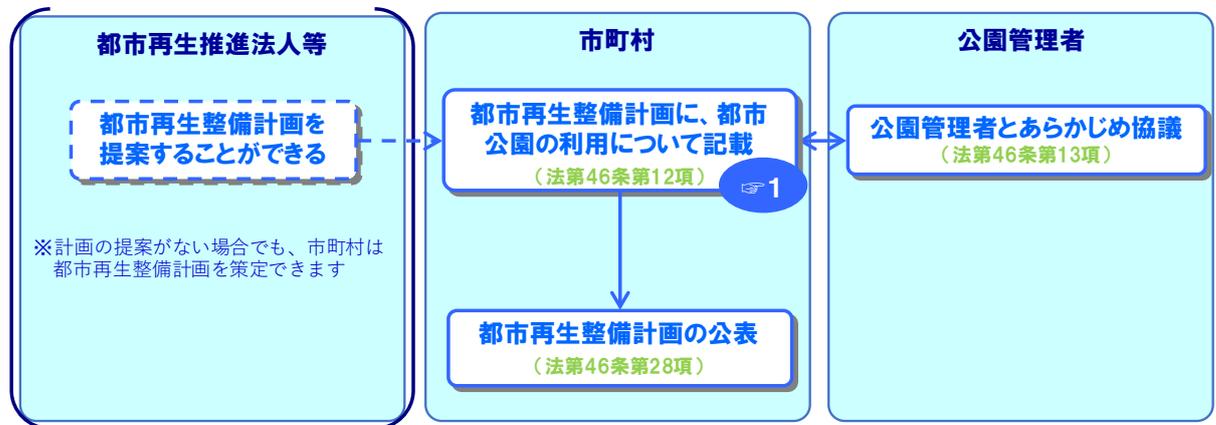
- 設置に当たっては、都市公園の環境の維持及び向上を図るため、清掃等が適切に行われなければなりません。（法第 46 条第 12 項）

## III.制度活用のメリット

- 公園管理者にとっては、民間の力を活用して、民間まちづくり活動の促進や公園環境の維持及び向上を図ることができます。
- 市町村にとっては、公園空間を活用することで、まちの居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進を図ることができます。
- 占用主体（都市再生推進法人等）にとっては、都市公園を活用した民間まちづくり活動などの事業ができます。

## IV.制度活用の手続き

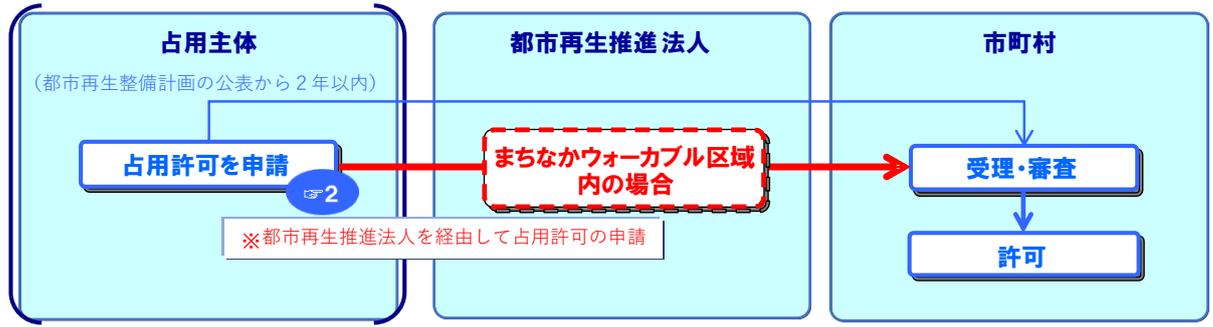
### ■ 都市再生整備計画の提案～公表まで



#### 1 市町村が、都市再生整備計画に特例の対象を記載

- 市町村は、「都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設」を占用許可を得て都市公園に設置することについて、都市再生整備計画に記載することができます。  
(法第46条第12項)
- 当該施設のみを利用する者が増大すること等による都市公園の環境悪化も懸念されることから、清掃等の都市公園の環境の維持及び向上についても併せて記載する必要があります。
- 市町村は、上記記載を行おうとする場合、公園管理者に協議して同意を得る必要があります。  
(法第46条第13項)

■ 公園占用許可申請～占用許可まで



2 都市公園の占用の許可

- 都市再生整備計画が公表された日から2年以内に、当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用許可の申請があった場合においては、技術的基準に適合する限りにおいて、許可をすることとされています。（法第62条の2）
- まちなかウォークブル区域内では都市再生推進法人を経由して公園の占用許可の申請手続きが可能です。（P.23）

参考：都市公園の占用許可特例制度のイメージ

- 現行制度上、都市公園には公共性の高いもの等必要最小限の範囲で都市公園の占用を認めることとしている。
- 今回の制度改正により、都市公園にサイクルポート、観光案内所が占用可能となり、民間まちづくり団体の活動が活発化し、地域の賑わい創出に寄与。

現状と課題

- サイクルポート、観光案内所は、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に寄与する施設であるが、一定の面積を要することから、既に市街化された地域内の、特に当該施設の利用が見込まれる場所において、用地を確保することが困難である。
- 都市公園法令上、サイクルポート、観光案内所は占有物件として規定されていないため、都市公園に設置できない。
- NPO法人やまちづくり会社等の民間のまちづくり団体が、都市公園等の公共公益施設の使用の可否が見通せないことは、継続的かつ計画的な活動実施の妨げとなっている。

サイクルポート、観光案内所等についての都市公園の占用許可の特例

都市再生整備計画に、都市公園に設ける居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設（サイクルポート、観光案内所等）の整備に関する事項を記載  
※計画への記載については、当該都市公園の公園管理者の同意が必要

都市再生整備計画が公表された後2年以内に当該施設等の占用の許可の申請があった場合には、公園管理者は、技術的基準に適合する限り、その占用を許可することとする。



期待される効果

- 病院、駅、商業施設、観光施設等、居住者等が訪れる施設相互のアクセス性が向上し、都市の居住環境が向上する。
- 観光サービスの充実により当該地域への来訪者が増加、回遊性が向上し、地域の経済活動が活発化する。

参考：官民連携まちづくりに関する占用許可の特例制度等の一覧

名称	道路占用許可の特例	河川敷地占用許可	都市公園の占用許可の特例
条文 (令)	都市再生特別措置法第62条 (同施行令第16条)	河川敷地占用許可準則第22～第26	都市再生特別措置法第62条の2 (同施行令第17条)
創設年度	平成23年度	平成23年度(※民間へのオープン化)	平成28年度
対象区域	特例道路占用区域	都市・地域再生等利用区域	都市再生整備計画の区域
要協議	道路管理者及び警察 (公安委員会)の同意が必要	河川管理者ほか地域の合意が必要 ※合意確認手段：都市再生整備計画への記載等	公園管理者の同意が必要
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</li> <li>○ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</li> <li>○ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広場、イベント施設、遊歩道</li> <li>○ 船着場、船舶係留・上下架施設(斜路含む)</li> <li>○ (上記施設と一体をなす)飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場、自動販売機等</li> <li>○ 日よけ、突出看板、川床</li> <li>○ 船上食事施設</li> <li>○ その他都市及び地域の再生等のため利用する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</li> <li>○ 観光案内所</li> <li>○ 路線バス(主として一の市町村の区域内において運行するものに限る)の停留所のベンチ又は上家</li> <li>○ 協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</li> </ul>

■ まちなかウォークアブル区域内の都市公園法の特例等につきましては、下記をご参照ください。

- 看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例 (P.89)
- 公園施設の設置管理許可の特例 (P.93)
- 公園施設設置管理協定制度 (P.95)